

知っておきたい!

自分にあった終活の仕方

もれなく
そなえたい



堅実に
そなえたい



シンプルに
そなえたい



ヒント



お悩みの方は、堅実な「安心タイプ」を基準に過不足をお考えいただくと選択し易いです。

終活で考えたいこと

日常の生活

生活費 のこと

医療・介護費



一般生活費等



認知症による
資金凍結の
回避

詐欺から
まもる

節約サービス
などの
活用

資産管理対策
(100年パスポート)



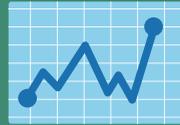
相続

資産 のこと

預貯金



有価証券



不動産



相続手続
対策

遺産分割
対策

財産評価
対策

資産承継対策
(遺言信託)



事務手続き のこと

葬儀・埋葬



片付け



解約等



頼める
人の
確保

家族に
迷惑を
掛けない

手続きの
費用を
渡しておく

死後事務対策
(おひとりさま信託)



そなえがない場合の主なリスク

資産のリスク

遺産相続の流れ

遺産
調査

遺産分割
協議

相続人への
名義変更等

相続税の納付

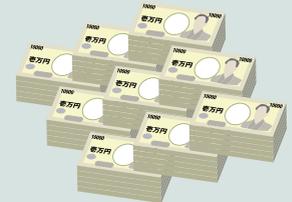
(相続を知った日
から10ヶ月以内)



遺産分割協議が
まとまらない



手続きが進まない



納付期限を
超過し加算税が課される

事務手続きのリスク



高齢の親族に
負担をかけてしまう



遠方の親族に
負担をかけてしまう

親しくない親族に
お願いせざるを得ない

引き受ける親族
がない、または
親族が引き受け
を断った場合

手続きが進まない

日常生活のリスク



詐欺での
資金流出の危険



預金が使えず
家族が生活費を立て替え



法定後見を申立て
(月額2~6万円程度の負担)



万全タイプ

資産承継対策
(遺言信託)



死後事務対策
(おひとりさま信託)



資産管理対策
(100年パスポート)

資金管理から将来の資産承継、死後事務までもれなく対策を講じ、万全のそなえで人生100年を過ごします。

高齢期における3つの対策は誰もが必要な、備えておくべきことであり、当社には対応可能な商品が揃っています



人生100年をカバーした対策

お元気な期間

健康や認知症が不安な期間

相続発生

100年パスポート

もし、認知症を発症しても、お元気な時に準備した対策は有効に機能します

おひとりさま信託

遺言信託

お元気なうちに

もし、将来認知症を発症してしまうと、何も対策が打てなくなってしまう。

各商品とも、ご契約以降も随時見直しが可能ですので、ご興味のある方は、**お元気なうちの早めの対策**をおススメします。





安心タイプ



資産承継対策
(遺言信託)



死後事務対策
(おひとりさま信託)

資産承継と死後事務の双方にそなえることで、
相続発生時の不安や混乱、家族の負担を軽減します。

当社と死後事務を担う社団が緊密に連携することで、他社にはない幅広い領域の相続サポートを円滑に執行します



遺言執行

遺言書開示

残高調査

貸金庫の開扉

換価処分

目録作成

名義変更

遺産金分配

重なり合う領域

還付金の受領

形見分け

終了報告



死後事務

ご遺体引き取り

訃報連絡

葬儀・埋葬

遺品整理

各種解約・届出

三井住友信託銀行
ならではの
付加価値



遺言執行者

と



死後事務受任者

例えば、**遺言執行者**が行う自宅の相続手続きと、**死後事務受任者**が行う自宅内の遺品整理など、遺言と死後事務には重なり合う領域もあります



両者が連携
できていない

混乱。調整が必要



両者が緊密に
連携できる

円滑で安心な相続



解決タイプ ①

資産承継対策
(遺言信託)



遺言信託(執行コース)で**資産承継対策**

遺言信託は、遺言作成のご相談から、遺言書の保管・執行までを責任を持ってお引き受けする商品です。

遺言書の付言事項には、ご家族への想いを書き遺すことができます



本商品のポイント

執行可能な
遺言作成の助言

確実な遺言執行

総合的な
コンサルティング

執行できない遺言は意味がありません。
当社は年間数千件の遺言を執行しており、
お客さまの**ご遺志の実現**をサポートします

相続税や相続人の気持ちなども考慮し、不動産や各種金融商品などを活用した、**最も相続に適した資産構成**を実現するコンサルティングをご提供します

長年蓄積した
執行
ノウハウ



解決タイプ ③

人生100年応援信託〈100年パスポート〉で家族が困らないよう**資金**

100年パスポートは、金銭信託に資金を預入れ、将来の認知症や健康上の不安に備えた資金管理ができる商品です。

旅行・グルメ等のご優待、老人ホームのご紹介、かかりつけ弁護士のご紹介、個人賠償責任保険等、日々の暮らしの充実や不安の解消に向けた多様なサービスもご利用いただけます



解決タイプ ②

死後事務対策
(おひとりさま信託)



おひとりさま信託で死後事務対策

おひとりさま信託は、死後事務をトータルでサポートする商品です。信託いただいたご資金で死後事務にかかる費用を精算します。

おひとりさまだけでなく配偶者のいる方や、お子さまがいらっしゃる方などにもご利用いただけます



本商品のポイント

一般社団法人
安心サポートをご紹介します

さまざまな死後事務の履行をまとめて依頼できる社団をご紹介します。お客さまが状況に応じ、依頼事項を選択いただくことも可能です

おひとりさま
以外
も利用可能

必要な死後事務を
チョイス可能

残金は受取人に

最低預入金額の300万円から、死後事務に要した実費や報酬を精算後、残金を受取人にお支払いします

資産管理対策
(100年パスポート)



資産管理対策



ご本人の認知症や健康上の不安にそなえて、ご家族など2名までを支払手続きの代理人に指定できます。代理人による随時払いの際には、ご本人さまの保護のため、当社が資金用途をチェックさせていただきます

資金凍結
を回避

遺言信託(執行コース) 手数料等(全て消費税等込み)

| 手数料(全て消費税等込み) | | プランⅠ | プランⅡ |
|--------------------|-------|--|---|
| | | 基本手数料を抑えた手数料プランです。 | お支払総額を抑えた手数料プランです。 |
| お申込時 ^{*1} | 基本手数料 | 330,000円 | 880,000円 |
| 遺言書保管時 | 遺言書保管 | 毎年6,600円 | 無料 |
| 遺言執行時 | 執行報酬 | 当社所定の執行報酬を申し受けます (最低執行報酬額 1,100,000円) | 当社所定の執行報酬を申し受けます。 (最低執行報酬額 330,000円) |

※1 お申込時には、別途、公正証書作成費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。契約締結後に、解約、遺言書正本の保管辞退、遺言執行者への就任の辞退、遺言執行者の辞任等が生じた場合であっても、基本手数料はご返金いたしません。

以下のいずれかの条件を満たされるお客さまとご家族^{*2}は、基本手数料を110,000円(消費税等込み)割引します(他の優遇制度との併用はできません)

- お申込時点でのお取引残高の合計が、5,000万円^{*3}以上ある
- 事業性ローン契約がある
- 公正証書遺言を作成済で、当社に遺言内容を見せて頂けるお客さま^{*4}

※2 条件を満たされるお客さまからの申出をもって適用します。ご家族の対象は、お客さまの配偶者、両親、祖父母、配偶者の両親、配偶者の祖父母、兄弟姉妹、子、子の配偶者、孫も対象になります。

※3 商品によって金額の算定基準日が異なる場合がございます。詳しくは、お取引店の担当者までお問い合わせください。

※4 当社の遺言信託・スマートゆいごんをご契約済のお客さまは対象外です。

11万円
(消費税等込み)

優遇

| 優遇適用後の基本手数料 | プランⅠ | プランⅡ |
|-------------|--------------------|--------------------|
| | 基本手数料を抑えた手数料プランです。 | お支払総額を抑えた手数料プランです。 |
| | 220,000円 | 770,000円 |

人生100年応援信託(100年パスポート)をご契約のお客さまとご家族(上記※2に同じ)は、基本手数料を55,000円(消費税等込み)割引します(他の優遇制度との併用はできません)

人生100年応援信託(100年パスポート) 信託報酬等(全て消費税等込み)

| | |
|---------------|-----------------------------|
| 設定時報酬・追加信託時報酬 | 信託金額に対して1.10% ^{*5} |
| 管理報酬 | 管理報酬支払いプランからご選択いただけます。 |
| お申込金額 | 500万円以上(1円単位)です。 |

その他、所定の運用報酬がかかります。

詳しくは、当社本支店またはホームページをご確認ください。

※5 信託金額×1.00%(1円未満切り捨て)+消費税等で計算します。最低報酬額(新規設定時):77,000円、上限額110万円

おひとりさま信託 信託報酬等(全て消費税等込み)

| | |
|---------|---------------------------------|
| 設定時信託報酬 | 33,000円 |
| 終了時信託報酬 | 110,000円+6,600円×契約年数(1年未満は切り捨て) |
| お申込金額 | 300万円以上(1円単位)です。 |

その他、所定の運用報酬がかかります。

死後事務の履行を依頼できる「一般社団法人安心サポート」をご紹介します。

死後事務委任契約の履行時に、実費および一般社団法人安心サポートへ報酬が必要です。

詳しくは、当社本支店またはホームページをご確認ください。

本資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況により予告なく変更することがあります。各種商品パンフレットの表紙は変更になることがあります。

P2「法定後見の負担」について:東京都家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のめやす(平成25年1月1日)より後見人の報酬を抜粋。